

与薬についての注意事項

与薬は、本来医師の指示を得た保護者様がお子様にと薬していただくのですが、やむを得ない理由で保護者様にと薬できず、保育時間中の服用が必要な場合にのみと薬を承ります。

ただし、その際には必ずと薬依頼書に必要事項を記入していただき、薬と共に職員へ直接手渡ししていただきますようお願い致します。

と薬依頼書がない場合、もしくは記入漏れがあった場合は、と薬できませんのでご注意ください。

以下、注意事項をご熟読の上、ご理解いただきますようお願い致します。

1. と薬依頼書の記入は必ず依頼者（保護者）が行ってください。
2. と薬できるお薬は、お子様を診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。お薬を受け取った際に添付される「薬剤情報提供書」などお薬についての説明が書かれた書類がある場合にはそれらも添付してください。（コピー可）
3. 市販のお薬、保護者様の判断で持参したお薬は対応致しません。
4. と薬するお薬は、必ず1回分ずつに分け、お子様のお名前を記入して下さい。当日使用分（1回分）のみお預かり致します。
5. と薬依頼書とお薬は、必ず保護者によって受け入れ職員に直接手渡し、おたより帳への記載もお願いします。
6. 「熱が出たら服用させる」「咳がでたら・・・」「発作が出たら・・・」というように症状を判断して投与しなければならない薬、坐薬、および解熱剤、市販の薬、吸入薬等は原則としてお預かりできません。
7. 慢性の病気（アトピー性皮膚炎、てんかん、糖尿病などのように経過が長引くような病気）の日常におけると薬や処置については、保育所保育指針によって、お子様の主治医の指示に従うとともに、相互の連携が必要になります。（長期間の投薬につきましては、保育士までお申し出ください）

※上記要件に一つでも不備があった場合（書類などの未記入・誤記入等を含む）は、お薬をお預かりする事が出来ません。例えお薬をお預かりした後において不備等を発見した場合でも同様にと薬を実施出来ません。事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、悪しからずご了承ください。

与薬依頼書

(お薬と与薬依頼書は、必ず職員への手渡し、そしておたより帳にも一言記入をお願いします)

<p>医師により下記の通り指示・処方を受けましたので、与薬について下記の通り連絡いたします。 この与薬依頼書によって与薬した結果についての責任は、保育園側がないことを承認します。</p>			
依頼日		月	日
保護者氏名			Ⓜ
クラス		名前	
病名・症状			
受診日と 受診した 医療機関	受診日	月	日
	病院名		
薬の種類	<input type="checkbox"/> 粉薬 () 包 <input type="checkbox"/> 点耳薬 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> 軟膏 <input type="checkbox"/> シロップ () CC <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<small>※ 1回分ずつ分け、お子様のお名前をお書きください ※ 解熱剤・市販の薬は与薬できません ※ 以前に処方されたお薬の残薬は与薬できません</small>		
服用時間	食前	食後	食間
	時間指定 (:)		
塗り薬	部位 :	時間 :	
備考			

● 与薬確認表

月日	/	/	/	/	/	/	/
時刻	:	:	:	:	:	:	:
保護者 サイン							
時刻	:	:	:	:	:	:	:
保育士 サイン							